

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和2年3月24日（火曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時14分 散会

付託事件

議案第2号, 議案第3号, 議案第4号, 議案第5号, 議案第6号, 議案第7号, 議案第8号, 議案第9号, 議案第10号, 議案第11号, 議案第12号, 議案第13号, 議案第14号, 議案第15号, 議案第16号, 議案第17号, 議案第18号, 議案第19号, 議案第20号, 議案第21号, 議案第22号, 議案第23号, 議案第24号, 議案第25号, 議案第26号, 議案第27号, 議案第28号, 議案第29号, 議案第30号, 議案第42号, 議案第47号, 議案第48号, 議案第50号中第1表中歳出中第3款中文教福祉委員会所管分, 第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第10款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分, 議案第51号, 議案第57号, 議案第58号, 議案第59号, 議案第60号, 議案第63号, 議案第67号中第1表中歳出中第3款, 第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款及び第10款

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 2号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例
- ② 議案第 3号 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例
- ③ 議案第 4号 水戸市障害者支援施設基準条例
- ④ 議案第 5号 水戸市指定障害者支援施設等基準条例
- ⑤ 議案第 6号 水戸市地域活動支援センター基準条例
- ⑥ 議案第 7号 水戸市福祉ホーム基準条例
- ⑦ 議案第 8号 水戸市指定通所支援事業等基準条例
- ⑧ 議案第 9号 水戸市軽費老人ホーム基準条例
- ⑨ 議案第10号 水戸市養護老人ホーム基準条例
- ⑩ 議案第11号 水戸市特別養護老人ホーム基準条例
- ⑪ 議案第12号 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例
- ⑫ 議案第13号 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例
- ⑬ 議案第14号 水戸市指定介護老人福祉施設基準条例
- ⑭ 議案第15号 水戸市介護老人保健施設基準条例
- ⑮ 議案第16号 水戸市介護医療院基準条例
- ⑯ 議案第17号 水戸市児童福祉施設基準条例

- ⑰ 議案第 1 8 号 水戸市婦人保護施設基準条例
- ⑱ 議案第 1 9 号 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例
- ⑲ 議案第 2 0 号 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑳ 議案第 2 1 号 水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準条例
- ㉑ 議案第 2 2 号 水戸市無料低額宿泊所基準条例
- ㉒ 議案第 2 3 号 水戸市診療所における専属の薬剤師の配置に関する基準を定める条例
- ㉓ 議案第 2 4 号 水戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準を定める条例
- ㉔ 議案第 2 5 号 水戸市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例
- ㉕ 議案第 2 6 号 水戸市興行場の設置場所の基準等を定める条例
- ㉖ 議案第 2 7 号 水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例
- ㉗ 議案第 2 8 号 水戸市クリーニング業を営む者が講ずべき措置を定める条例
- ㉘ 議案第 2 9 号 水戸市一般と畜場の構造設備を定める条例
- ㉙ 議案第 3 0 号 水戸市女性相談員条例を廃止する条例
- ㉚ 議案第 4 2 号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- ㉛ 議案第 4 7 号 水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- ㉜ 議案第 4 8 号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ㉝ 議案第 5 0 号 令和 2 年度水戸市一般会計予算中第 1 表中歳出中第 3 款（民生費）中文教福祉委員会所管分，第 4 款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第 1 0 款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第 2 表継続費中第 1 0 款（教育費）並びに第 3 表債務負担行為中文教福祉委員会所管分
- ㉞ 議案第 5 1 号 令和 2 年度水戸市国民健康保険会計予算
- ㉟ 議案第 5 7 号 令和 2 年度水戸市介護保険会計予算
- ㊱ 議案第 5 8 号 令和 2 年度水戸市介護サービス事業会計予算
- ㊲ 議案第 5 9 号 令和 2 年度水戸市後期高齢者医療会計予算
- ㊳ 議案第 6 0 号 令和 2 年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算
- ㊴ 議案第 6 3 号 水戸市学校施設整備基金条例
- ㊵ 議案第 6 7 号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第 9 号）中第 1 表中歳出中第 3 款（民生費），第 4 款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第 1 0 款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第 2 表継続費補正中第 3 款（民生費）及び第 1 0 款（教育費）

2 出席委員（7名）

委員長	鈴木	宣子	君	副委員長	綿引	健君
委員	土田	記代美	君	委員	木本	信太郎君
委員	後藤	通子	君	委員	袴塚	孝雄君
委員	田口	米藏	君			

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議員 須田 浩和 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長 秋葉 宗志 君

保健福祉部長
兼福祉事務所
長 大曾根 明子 君

保健福祉部長
兼福祉事務所
副所長 田中 誠一 君

福祉事務所
参事兼
福祉総務課長 小山 忠 君

福祉事務所
参事兼
子ども課長 柴崎 佳子 君

保健福祉部
参事兼
国保年金課長 川津 英臣 君

生活福祉課長 櫻井 学 君

障害福祉課長 平澤 健一 君

高齢福祉課長 野口 奈津子 君

介護保険課長 荻沼 学 君

保健センター
所長 小林 かおり 君

保健所準備
課長 小林 秀一郎 君

教育長
職務代理者
教育委員 東小川 昌夫 君

教育部長 増子 孝伸 君

教育委員会
事務局教育部
参事 橋 義孝 君

教育委員会
事務局教育部
参事兼
教育企画課長 三宅 修 君

教育委員会
事務局教育部
参事兼
幼児教育課長 鈴木 功 君

教育委員会
事務局教育部
参事兼
放課後
児童課長 菊池 浩康 君

総合教育研究
所長 萩谷 孝男 君

学校管理課長 鎮目 英俊 君

学校保健給食
課長 大和 敦子 君

学校施設課長 和田 英嗣 君

生涯学習課長 野澤 昌永 君

歴史文化財
課長 白石 嘉亮 君

中央図書館長 松本 崇 君

総合教育
研究所副所長 小川 佐栄子 君

6 事務局職員出席者

議事課長 永井 誠一 君 書記 嘉成 将大 君

午前10時 0分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立って、前田保健福祉部技監が病気療養のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第2号ほか39件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第2号ほか39件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、初めに、昨日の質疑で持ち越しとなりました議案第67号中第10款（教育費）について、執行部より答弁願います。

和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 昨日、田口委員から御質問いただきました、令和元年度補正予算、第10款教育費、2項小学校費、3目小学校建設費の上大野小学校長寿命化改良事業費の使用料及び賃借料について、説明が不足しております大変申し訳ございませんでした。

改めて、お答えしたいと思います。

議案書⑩の25ページをお開き願いたいと思います。

当該使用料及び賃借料の3,800万円の減の理由につきましては、昨年5月に締結いたしました仮設校舎の賃貸借契約について、請負費率約75%の落札額により当初予算との差額が生じ、賃貸借料の減額をしたものでございます。

現在、長寿命化改良工事につきましては、昨年12月に議決していただきまして、工事に着手したばかりでございます。そのため、この3,800万円につきましては、総事業費の一部として、令和2年度当初予算にのせ替えまして、継続費総額の枠6億円を持した額としております。

昨日の答弁で、本体工事費に充当すると申し上げましたが、正しくは本体工事費や雑工事費を含む工事請負関係の一部として、関連工事や不測の事態に備え、差額分の3,800万円を令和2年度に計上しておりまして、事業完了年度である令和2年度が、継続費の最終年度となりますことから、令和2年度に最終的な事業費が確定した段階で改めて補正をする予定でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 それでは、質疑のある方、発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 そういうことで、事業費の中で現在進行中だということではあるんだけど、その3,800万円については、もともとね、プレハブのリース代ということで、プレハブのリースについては、契約も終了しているというようなことだと思うんですね。

だから本来であれば、やっぱりその契約が終了した段階で減額補正するという形が本来一番いいんだと思います。しかしながら、これからこの学校の長寿命化がまたさらに進むというようなことで、総事業費の枠の中で、お持ちしたいということだと思いますんで、それは、私としては認めざるを得ないのかなと思います。厳密にいうと、やっぱりきちっと、事業が終わった段階で整理をしていただくということが筋だと思いますんで、このことだけは意見として申し上げたいと思います。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第67号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で、提出議案についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、付託議案につきましては一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について、御意見を伺いながら採決に入ってまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 昨日のいろんな審議の過程で、いろんな意見が各委員さんから出ていると思います。

今日どうしてもまとめて言わなくちゃならない部分については別ですが、委員長さん、副委員長さんの最終的なお取りまとめをいただく分については、そういうものも加味してお作りいただくということを前提に、委員長さんの今の発言で進めていただきたいとこのように思いますんで、よろしくどうぞ。

○鈴木委員長 昨日の質疑の中で、皆さんから御意見もたくさんいただいておりますので、それをしっかり加味しながらまとめてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、採決の方法は、挙手によりお願ひいたします。

初めに、議案第2号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例について、御意見等がございましたら発言願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第2号について採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひします。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例について、御意見等がございましたら発言願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第3号について採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひします。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 水戸市障害者支援施設基準条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第4号について採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 水戸市指定障害者支援施設等基準条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第5号について採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 水戸市地域活動支援センター基準条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第6号について採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 水戸市福祉ホーム基準条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第7号について採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 水戸市指定通所支援事業等基準条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第8号について採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 水戸市軽費老人ホーム基準条例について、御意見等がございましたら発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第9号について採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 水戸市養護老人ホーム基準条例について、御意見等がございましたら発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第10号について採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 水戸市特別養護老人ホーム基準条例について、御意見等がございましたら発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第11号について採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例について、御意見等がございましたら発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第12号について採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第13号について採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 水戸市指定介護老人福祉施設基準条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第14号について採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 水戸市介護老人保健施設基準条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第15号について採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 水戸市介護医療院基準条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第16号について採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 水戸市児童福祉施設基準条例について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第17号につきましては、賛成いたしますが、1つ意見を言わせていただきます。

昨日の質疑の中でも言いましたけれども、水戸市が定める最低基準が、茨城県と同じく国の基準省令よりもやや緩めな感じに書かれていることが、ちょっと残念だったというのは、せっかく新たに中核市となって、茨城県がやっていた業務でいろいろなものが下りてくるわけですが、茨城県から水戸市に下りてきて

よかったと思われるような中核市を目指していただきたいということで、県でやっていたときよりも、いい行政をつくっていただきたいという要望を申し上げまして、この議案に賛成いたします。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第17号について採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 水戸市婦人保護施設基準条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第18号について採決いたします。

議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 水戸市認定子ども園の認定要件を定める条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第19号について採決いたします。

議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 水戸市幼保連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第20号について採決いたします。

議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第21号について採決いたします。

議案第21号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 水戸市無料低額宿泊所基準条例について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第22号につきましても、賛成いたしますが、1つ意見を言わせていただきます。

この基準に合わない施設が水戸市にあるということです。

これまで、県の指導でもなかなか是正されなかったと。これから水戸市が責任を持つことになるので、大変難しいところもあると思いますが、きちんとこの条例が守られるように鋭意努力していただきたいと思えますという意見を申し上げまして、賛成いたします。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第22号について採決いたします。

議案第22号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 水戸市診療所における専属の薬剤師の配置に関する基準を定める条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第23号について採決いたします。

議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 水戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準を定める条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第24号について採決いたします。

議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 水戸市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第25号について採決いたします。

議案第25号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 水戸市興行場の設置場所の基準等を定める条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第26号について採決いたします。

議案第26号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第27号について採決いたします。

議案第27号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 水戸市クリーニング業を営む者が講ずべき措置を定める条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第28号について採決いたします。

議案第28号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 水戸市一般と畜場の構造設備を定める条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第29号について採決いたします。

議案第29号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 水戸市女性相談員条例を廃止する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第30号について採決いたします。

議案第30号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第42号につきましては、賛成の立場で一言意見を言わせていただきます。

18歳までの外来も無料化されるということは、長年求めていたことで本当によかったと思いますが、この医療福祉を受ける漏れがないように、全ての方が受けられるように市として対応していただきたいという要望を言いまして、大賛成です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第42号について採決いたします。

議案第42号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 水戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

田口委員。

○田口委員 昨日も、それぞれ委員さんから出ましたが、改めてもう一度、今回五軒幼稚園の廃止が決まったわけですがけれども、資料を見ますとこれから7園が廃止予定ということで、やはりこの地域の以前に各幼稚園、廃止になったところがありますけれども、やはりなくなられた地域にとっては、子どもたちの声が聞こえないということで非常に寂しい思いをするということでもありますので、廃園に当たっては、地域住民や関係者と十分審議の上、理解を得ながら進めていただければということで、この案には賛成するものでござい

ます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 議案第47号につきましては、反対の立場で意見を言わせていただきます。

五軒幼稚園の廃園、あまりにも拙速、突然、年が明けてからその年度の4月に廃園ということで、地元の説明も、その廃園を決めた後ということで、市民としては納得のいかないものだと思います。また、田口委員が言われましたが、今後の廃止計画につきましても、納得がいかないものです。五軒幼稚園では、在園児2人が転園をしてまで廃止されるということで、議案第47号には、反対させていただきます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第47号について採決いたします。

議案第47号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第48号につきましては、反対させていただきますので、意見を申し上げます。

保育料無償化に伴いまして、これまで保育料に含まれていた副食費を新たに別で徴収するということが、また、3歳以上の児童の受皿についての緩和ということですので。どちらも納得がいかず、反対させていただきます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第48号について採決いたします。

議案第48号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 令和2年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第50号につきましては、反対をさせていただきますので、その立場から反対の理由を幾

つか申し上げます。

まず、開放学級の民営化です。今年度、梅が丘小学校1校を試験的に民営化して、年度が終わる前にいきなり入札が行われ、4月から13校が民営化と。そもそも民営化自体に私どもは反対してきましたが、その拙速なやり方にも怒りを感じるものです。

また、同様に、給食の民営化、図書館の民営化にも私どもは反対をしまいいりました。そしてさらに、今回の五軒幼稚園の廃止ということもあり、賛成しかねる予算であります。

また、もう1点、昨日の質疑の中で分かりましたけれども、動物愛護センターの業務委託についても2,660万円もの業務委託、これが業務内容も選定基準も不明なまま、入札も行われずに一民間業者が受託したというところがちょっと不透明性を感じるものです。動物愛護につきましては、中核市となって県からいよいよ下りてきて、水戸市が独自に始める新たな行政であります。

茨城県の動物行政は、全国的に見ても本当に残念な状況です。せっかく水戸市が新たに始めるわけですから、新たな中核市として全国に胸を張れるような動物行政を行えるようにしていただきたいと、本当に応援する立場にいるんですけれども、そんな中で、のっけからこういった不透明なものが出てくることは本当に残念に思います。

先ほどから度々申していますが、全国的に見ても残念な茨城県の動物行政の、まさにそれを担っていた担当課の課長さんが水戸市にいらしているわけです。で、心配していたことが起きたのかと疑わざるを得ないこの業務の2,000万円の入札、あつてはならないことですが、今、国政などでも見え隠れしているお友達受託みたいなことが起こったとすればとんでもないことだと思います。そんなわけで、市民に開かれて、市民と一緒に、水戸市独自のよい動物行政をつくっていただきたいという強い思いがありますので、本当に残念に思いました。

以上のような理由で、本一般会計予算には賛成しかねます。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 この議案の中に、開放学級の民間委託がありますけれども、民間委託をする際には、市内のこういう開放学級をやられている、もしくは学童クラブ等をおやりになっている事業者がたくさんおいでになります。すばらしいアイデアを持っていると思いますし、地域に根差した活動をしている、そういう業者もおりますんで、子どもたちの安心、安全という観点からすれば、大手に任せればいいという考え方もないわけではありませんけれども、そういった中ではですね、ぜひ、地場産業の育成、地元の子どもを愛する気持ち、こういうものは情勢のためにも、やっぱり、地場のそういった業者がね、参入できる、参加できる、そういったスキームも考えていただいて、より公正公明な入札をしながらこの民間委託を進めていただきたいと、こういう意見だけ申し上げておきます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 動物愛護センターのこの2,000万円の委託に関しましては、この公表もされない、競争入

札も行われぬ、業務内容も分からない、選定基準も分からないとなりますと、私たち議員として、この委託料が高いのか安いのか妥当なのかという判断をすることもできません。私たち議員は、市民からお預かりしている税金がどのように使われるのかというのをしっかりとチェックする任務がありますので、それもできないということで、こういった不透明なやり方はやめていただきたいと思います。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第50号について採決いたします。

議案第50号中第1表中歳出中第3款中文教福祉委員会所管分、第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第10款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 令和2年度水戸市国民健康保険会計予算について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第51号につきましては、反対の立場から意見を言わせていただきます。

今回、また、限度額引上げ、96万円から99万円ということで、1,370万円の負担増があります。昨年も同じように限度額引上げで、1,950万円の負担が増えております。こうした毎年のように引き上げるということに反対であります。

そして、また今回、県に納める納付金が10億円以上も減っている。昨年は7億円以上も減っている。こうした中で、水戸市の来年度への繰越しは約3億円と見込まれているとこういった会計の状況で、高過ぎる国保税、払えずに滞納者が増えている本当に厳しい税金、むしろ値下げに向けて検討していただきたいということと、毎年のように行われる限度額の引上げの中止を求めます。

ということで、反対をさせていただきます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第51号について採決いたします。

議案第51号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 令和2年度水戸市介護保険会計予算について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第57号について採決いたします。

議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 令和2年度水戸市介護サービス事業会計予算について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第58号について採決いたします。

議案第58号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 令和2年度水戸市後期高齢者医療会計予算について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第59号につきましては、反対の立場から意見を言わせていただきます。今回の値上げに反対であります。

1人当たり1万1,990円、総額で4億1,000万円の負担増ということでありました。県の財政安定化基金は約30億円もあり、こうしたものを活用して、値上げを回避することができると私どもは考えております。それに加えて、県では値上げ率15.4%ということですが、水戸では17.1%で、かなり大きな値上げ、大きな負担増であります。賛成しかねます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第59号について採決いたします。

議案第59号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 令和2年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第60号について採決いたします。

議案第60号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 水戸市学校施設整備基金条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第63号について採決いたします。

議案第63号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款（民生費）及び第10款（教育費）について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第67号につきましては、賛成をいたしますが、1つ意見を言わせていただきます。

今回、児童、生徒用のパソコン、1人1台体制に向けた校内通信ネットワーク整備ということで、これは国の政策から下りてきたもので、国のほうで予算が出るのかなと思っておりましたら、国は2分の1で、水戸市でもこの11億1,400万円のうちの半分、5億5,700万円を出すということになっております。

1人1台パソコンについては、メリットもある一方、デメリットも指摘されている中で、慎重に各自自治体が見極める必要があると考えております。そしてまた、11億円もお金があったら、同じ学校施設整備として、どれほど学校の不具合、老朽化に対応できるのかなと思うと、少し残念な思いがあります。

反対するわけではありませんが、今後、これを使ったパソコン授業の体制については、慎重に研究、検討を見極めて、児童、生徒によりよいものになるように御努力願いたいという意見を申し上げまして、議案には賛成をいたします。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第67号について採決いたします。

議案第67号中第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款及び第10款について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第2号ほか39件についての審査は全て終了いたしました。

次に、この際、本会議における委員会報告書について、お諮りいたします。委員会報告書の作成につきま

しては、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、この際、特に執行部から6件、発言を求められておりますので、これを許します。

初めに、小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 それでは、貴重なお時間をお借りいたしまして、東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付けの特例について、福祉総務課提出資料により御説明をさせていただきます。

1の国の東日本大震災に係る災害援護資金の特例措置の適用期間延長への対応についてでございますが、被災地における被災者の生活再建に適切に対応するため、政令の一部が改正され、令和2年3月31日までと定められている申込み期限を、令和3年3月31日まで期限延長となる見通しでございます。

今後、政令の一部を改正する政令が施行された後、この延長措置に対応するため、条例の一部改正を専決処分により行う予定ですので、あらかじめ御承知おきをいただきたいと思います。

条例の改正内容といたしましては、申込み期限を令和2年3月31日から、令和3年3月31日に1年間延長し、施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

なお、2ページに新旧対照表を掲載してございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

説明は以上です。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、この件については終わります。

次に、川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 それでは、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免につきまして、国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の国の財政支援制度延長への対応につきましては、東日本大震災による被災者の負担軽減を図るため、本市では、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を制定し、保険税の減免を実施してまいりましたが、国では、令和2年度におきましても、東京電力、福島第一原子力発電所に伴う避難指示等の対象地域にお住まいだった被保険者に係る保険税の減免措置に対する財政支援が対象者を変更して延長され、実施される見通しでございます。

このため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、国の財政支援の内容が明らかになった後、引き続き東日本大震災による被災者の保険税を減免するため、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正を、専決処分により行う予定でございます。

2の主な改正内容のうち、(1)の保険税の減免対象年度は令和2年度分とするものでございます。

(2)の減免対象者及び減免割合につきましては、裏面の避難指示区域の概念図により御説明いたします。

令和2年度の保険税の減免対象地域は、灰色、赤色、青色及び黄色に塗られている地域となります。このうち、赤色に塗られている地域が、令和2年4月1日以降も帰還困難区域と見込まれる地域でございます。

この地域に住所を有していた世帯につきましては、令和元年中の基準所得金額にかかわらず、令和2年度分の保険税を減免するものでございます。

青色及び黄色に塗られている地域が、令和元年度中に居住制限等の指定が解除された区域で、この地域に住所を有していた世帯につきましては、令和元年中の基準所得額の合計額が600万円以下の場合には全額免除、600万円を超える場合には、令和2年4月分から9月分までの保険税額に相当する額を、月割算定額といたしまして免除するものでございます。

灰色に塗られた地域は、平成29年4月までに、避難指示等が解除された区域でございまして、こちらの地域にお住まいだった世帯につきましては、令和元年中の基準所得額の合計額が600万円以下の場合に、令和2年度分の保険税を免除するものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 それでは、委員により御質問等がございましたら、発言願います。

土田委員。

○土田委員 すみません、今、水戸市内に対象となる方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 土田委員の御質問にお答えいたします。

令和元年度におきまして、この減免の対象になった世帯は17世帯ございました。

ただ、その後、転出、あるいは被用者保険等へ今年度中に既に加わられた方がいらっしゃいますので、令和2年度におきましては12世帯が対象となるものと見込んでございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、この件については終わります。

次に、川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 続きまして、令和元年台風第19号による被災者に対する国民健康保険税の減免につきまして、国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の国の財政支援制度延長への対応につきましては、令和元年台風第19号による被災者の負担軽減を図るため、令和元年台風第19号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を制定し、令和元年度分の保険税の減免を実施してまいりましたが、引き続き令和2年度におきましても、被保険者に係る保険税の減免措置に対する国の財政支援が延長され、今国会において予算成立となる見通しでございます。

今後、国の財政支援の具体的な内容が明らかになった後、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、被災者に対する保険税を減免するため、条例の一部改正を専決処分により行う予定でございます。

2の主な改正内容のうち、(1)の保険税の減免対象年度につきましては、令和2年度分とするものでございます。

(2)の減免対象額は、令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額といたします。(3)の申請期限は、令和2年9月30日とするものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、この件については終わります。

次に、川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 続きまして、国民健康保険税について、国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の地方税法施行令の改正への対応につきましては、令和2年度税制改正の大綱が昨年12月に閣議決定され、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び軽減措置の拡充を講ずることとなりました。

これに伴いまして、地方税法を改正法案が本国会に提出され、その成立に合わせて、地方税法施行令が改正され、令和2年4月1日から施行される見通しでございます。

このため、地方税法施行令の改正後に、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、国民健康保険税条例の一部を専決処分により行うものでございます。

2の改正内容のうち、初めに(1)の課税限度額の改正につきましては、昨日も一部御説明させていただきましたが、国民健康保険税のうち基礎課税額に係る課税限度額を、現行の61万円から63万円に、介護納付金に係る課税限度額を現行の16万円から17万円に改正するものでございます。

なお、後期高齢者支援金につきましては、改正はございません。この改正によります令和2年度の国民健康保険税の課税限度額の合計額は96万円から99万円になる予定でございます。参考1に令和2年度分からの税率及び課税限度額を記載してございますので、御参照願います。

次に、(2)の軽減措置の改正につきましては、裏面の参考2、令和2年度分の均等割額及び平等割額の軽減判定所得の表により御説明いたします。

国民健康保険税につきましては、所得の低い世帯の負担軽減を図るため、世帯の所得金額に応じて均等割額及び平等割額について7割、5割、2割の軽減措置を講じてございます。

今回の改正におきましては、この軽減措置のうち、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の28万円から28万5,000円に、2割軽減は、被保険者等の数に乗すべき金額を、現行の51万円から52万円に改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

土田委員。

○土田委員 すみません、この参考1の表なんですけれども、介護納付金分のところが、現行と改正なしって書いてあって金額は変わるんだけど、これ改正後の間違いでしょうか。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 大変申し訳ございません。

土田委員の御指摘のとおり、資料が間違っておりまして、参考の1、介護保険納付金分のところ、現行の脇ですね、右側の欄、改正なしとございますが、失礼いたしました。改正後の誤りでございます。申し訳ございませんでした。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

それでは、この件については終わります。

次に、荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、東日本大震災による被保険者に対する介護保険料の減免につきまして、介護保険課提出の資料により御説明させていただきます。

1、国の財政支援制度延長への対応といたしましては、既に説明のありました国民健康保険税と同様の趣旨でございまして、東日本大震災による被災者の介護保険料を引き続き令和2年度におきましても、減免しようとするものでございます。

次に、2、主な改正内容につきましても、国民健康保険税の減免と同様になりますので、説明は省略させていただきます。

なお、本件につきましては、今後、国の財政支援が決定次第、専決処分により関係条例を改正してまいりますのでよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

土田委員。

○土田委員 すみません、同じく、水戸市内に現在対象となる世帯は何世帯ですか。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 土田委員の御質問にお答えいたします。

本年度通しまして、今現在までに15人対象となっております。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

それでは、この件については終わります。

次に、荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、次に、令和元年台風第19号による被災者に対する介護保険料の減免につきまして、介護保険課提出の資料により御説明いたします。

1、国の財政支援制度延長への対応といたしましては、既に説明のありました国民健康保険税と同様に実施してございまして、令和元年台風第19号による被災者の介護保険料も引き続き令和2年度におきましても、減免しようとするものでございます。

次に、2、主な改正内容につきましては、(1)保険料の減免対象年度は、令和2年度分でございますが、令和2年9月30日までに、納期限の到来する保険料が対象となる予定でございます。

また、(2)申請期限の特例につきましては、減免の申請期限を令和2年9月30日まで延長するものでございます。

また、2ページには参考資料といたしまして、減免の概要を記載しておりますが、減免の割合の基準につきましては、これまでどおりの取扱いとなりますので、後ほど御参照をお願いいたします。

なお、本件につきましては、今後、国の財政支援が決定次第、専決処分により関係条例を改正してまいりますのでよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 それでは、委員により御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、この件については終わります。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

次に、この際、水戸市社会福祉審議会委員の選出についてを議題といたします。

本件につきましては、市議会議員から5名の委員を選出することになっておりますが、さきの代表者会議におきまして、5名の委員のうち4名を当委員会から選出することに決定しております。

それでは、ただいまから選出を行いたいと思いますが、どのような方法で行うか御意見等がございましたらお願いいたします。

袴塚委員。

○袴塚委員 それぞれこれまで参加してた委員会が、今回の社会福祉審議会ということで、保健所ができる関係で、一括されるというようなことになりました。

それぞれ今まで所属していた委員会がなくなる方も多ということになりますんで、なかなかこの委員会の中で、誰がどうのというのは難しいのかなと思います。

しがいまして、暫時休憩していただいて、そして調整させていただいて、後に、委員会の中で決めなくちゃ駄目だということですから、執行部の皆様方には大変申し訳ございませんけども、ちょっとお待ちいただいて、委員の中で調整させていただければというふうに思いますがいかがでしょうか。

○鈴木委員長 そのようにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 暫時休憩いたします。

午前11時 3分 休憩

午前11時 9分 再開

○鈴木委員長 再開いたします。

それでは、御意見というか、提案等ございましたら御発言いただきたいと思います。

田口委員。

○田口委員 暫時休憩中に委員の皆様で、いろいろ御意見を交わした中で決定いたしましたことを報告したいと思います。これまで5名の方が文教福祉委員会からなられたということで、そのうち今回は4名ということでもありますので、1名が多いということでもあります。そういう中で、私も担当の委員をやっておりますけれども、議運の委員長ということでもありますし、それぞれ円滑に運営させていただくために、私のほ

うで辞退をいたしまして、今回なられた委員の名前を發表しますと、土田記代美委員さん、袴塚孝雄委員さん、綿引健委員さん、後藤通子委員さんによろしくお願ひしたいということで、決定したところでございます。

○鈴木委員長 ただいま、審議会の委員の方々のお名前を申していただきましたけれども、土田委員さん、袴塚委員さん、綿引委員さん、後藤委員さんということで、皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、本件については終わります。

それでは、特に緊急の案件がない限り、今回が今年度最後の委員会になろうかと思っておりますので、今月末をもって退職されます小山参事兼福祉総務課長から御挨拶をいただきたいと思っております。

それでは、お願ひいたします。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 それでは、貴重なお時間をお借りいたしまして、退職に当たり一言御挨拶をさせていただきます。

私は、昭和58年に水戸市役所に入庁し、農業委員会に4年、教育委員会に25年、保健福祉部に8年、通算37年間、市職員として勤務をさせていただきました。

この間、文教福祉委員会には、12年間出席させていただきました。この12年間で、特に記憶が残っているものとして、平成20年に初めて文教福祉委員会に出席した、総合教育研究所の副所長の際の千波湖、黒鳥毆打事件対応、平成22年の学校教育課長として対応しました山根小学校の統廃合などがあります。

また、平成24年から、障害福祉課長として関わった子ども発達支援センターの整備事業や、昨年10月の台風19号などが、大変記憶に残っておりますが、この間、文教福祉委員の皆様には大変お世話になりました。

今月末で退職し、4月からは一市民となりますが、中核市としての水戸市の市政発展を見守ってまいりたいと思っております。

最後となりますが、文教福祉委員会のますますの御発展と、委員の皆様のお健勝を御祈念申し上げまして、退職の御挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。（拍手）

○鈴木委員長 ただいま、小山参事兼福祉総務課長から退職を前にされましての御挨拶がございました。

それでは、この際一言、委員会を代表いたしまして御挨拶をさせていただきます。

小山参事兼福祉総務課長におかれましては、37年間という本当に長い期間、水戸市の発展と市政、福祉の向上のために御尽力をされました。本当に立派な御重責を果たしてこられたことに対しまして、心から御礼を申し上げたいと思っております。

また、文教福祉委員で12年間という——今お話をお聞きしまして大変な中での船出で、本当に小山課長におかれましては、物腰も柔らかくとても御相談しやすく、私たち議員にとっても、本当に残念な思いでいっぱいでございます。

どうぞ、これからも健康に御留意をされまして、水戸市の発展のために変わらぬ御尽力を、また、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。また、一層御活躍をされますことを心から御祈念いたしまして、挨拶

拶とさせていただきます。本当に、長い間お疲れさまでございました。ありがとうございました。
それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。
御苦労さまでございました。

午前11時14分 散会